

## 三笠市地域おこし協力隊募集要項 (移住定住 PR 部門)

【募集期間】 平成31年4月1日(月)～令和元年5月31日(金)

※期間中に採用者が決定した場合は、募集を終了します。

【募集部門】 移住定住 PR 部門

【募集人員】 若干名

【業務概要】

三笠市への移住定住を促進するための業務（詳細は最終ページをご覧ください）

- ① 移住定住の促進活動
- ② 移住定住に係る相談業務
- ③ 移住者と市民の交流・連携づくり
- ④ その他移住定住促進に関する業務

【募集対象】

- ① 3 大都市圏の都市地域又は地方都市（条件不利地域を除く）にお住まいの方（住民票を有する方）で採用後、三笠市に住民票と生活の拠点を移すことができる方
- ② 学校教育法に基づく高等学校を卒業した方（高卒以上）
- ③ 年齢40歳未満
- ④ 普通自動車免許を有しており、日常の運転に支障のない方
- ⑤ パソコン（ワード、エクセル、インターネット）の基本的な操作ができる方
- ⑥ 活動期間終了後、三笠市で就業又は起業して定住する意欲のある方
- ⑦ 地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない方

【勤務時間】

- ① 原則、一日の所定労働時間は休憩時間を除き7時間45分、一週の労働時間は、一か月を平均して38時間45分の変形労働時間とします。
- ② 標準的には始業時間8時30分、終業時間17時、休憩時間45分とします。
- ③ 変形期間の起算日は、毎月一日とします。
- ④ 夜間、土日等の勤務は週勤務時間内で振替対応。

【休日・休暇】

- ① 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- ② 12月30日から翌年の1月7日までの間

③ 業務上やむを得ない事情がある場合又は本人から申し出があった場合は、あらかじめ上記の休日を振り替えること、又は、上記の休日に勤務を命じることができるとします。

④ 年次有給休暇 有り

#### 【雇用形態・期間】

① 三笠市非常勤特別職職員

② 採用時期は、相談のうえ決定します。

③ 年度契約とし、更新は委嘱日から最大3年間とします。

④ 隊員は委嘱期間満了前に退職する場合、30日前までに申し出てください。

⑤ 隊員としてふさわしくない行為があった場合は委嘱を取り消すこととします。

#### 【給与・賃金等】

① 月額 246,600 円（報酬 166,600 円、家賃 50,000 円、自家用車借上料 30,000 円）

※家賃については、50,000 円以上であっても全額市で負担します。

※自家用車借上料 30,000 円その他、活動に係るガソリン代は市で負担します。

② 支払期日は毎月末日とします。

③ 勤務を要する時間に勤務しなかった場合、三笠市職員給与条例第 72 条の例により算出した勤務 1 時間当たりの給料を当月又は翌月の給与月額から減額して支給することとします。

#### 【待遇・福利厚生等】

① 社会保険等（健康保険、厚生年金、雇用保険）に加入

② 三笠市が指定した住宅に居住した場合、賃貸料は市が負担します。

※生活に必要な備品・用品及び光熱水費などは個人負担とします。

③ 活動に必要な車両については隊員本人が用意するものとします。

※隊員の保持する自家用車について、市は月額 3 万円を限度として負担します。

④ 旅費（交通費）は、非常勤特別職職員報酬等条例に基づき予算の範囲内で支給します。（市外宿泊 11,000 円、交通費交通機関実費計算等）

⑤ パソコン、携帯電話の他、作業服など活動に必要と判断する物品は予算の範囲内で市が用意します。

#### 【選考の流れ】

##### 1 応募方法

応募用紙（履歴書）をホームページからダウンロードし、必要事項を記載・写真を貼付のうえ郵送で令和元年5月31日（金）まで提出ください。（当日消印有効）

※採用者が決定次第、募集終了となりますのでお早めにご応募ください。

## 2 選考方法

### ① 第一次選考

応募書類受理後、書類選考を行い、その結果を2週間以内に通知します。

### ② 第二次選考

第一次選考の合格者を対象に三笠市役所において面接を行います。

※面接日程などの詳細は、第一次選考合格者のみに通知します。

※面接のために必要となる交通費等は自己負担となります。

### ③ 選考結果

第二次選考の結果は対象者に通知します。

## 【提出・問合せ先】

〒068-2192 北海道三笠市幸町2番地

三笠市役所 政策推進課定住対策係

電話 01267-2-3182 (ダイヤルイン)

e-mail:seisaku@city.mikasa.hokkaido.jp

## 業務内容詳細

### 1 移住定住の促進活動

- ・本市の特性を活かした魅力ある移住定住プランの提案・実行
- ・各種広報活動（各種イベントにおけるPR、SNSによる情報発信、テレビ・ラ

ジオなどのメディア出演、パンフレット等の制作・頒布など)

2 移住定住に係る相談業務

- ・窓口、電話、メールによる移住相談対応
- ・移住希望者に住居等の情報提供をするための住宅情報等の把握

3 移住者と市民の交流・連携づくり

- ・移住者と市民の交流の場づくり
- ・町内会など地域団体との連携づくり

4 その他移住定住促進に関する業務